

建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

建設業の許可を要しないもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ
に営業所を設置)

28業種

(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可

(3,000万円以上の
下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、
1500万円未満又は150㎡未満
の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

技術者の専任配置

(公共性のある
工作物に関する
工事を行う場合)

監理技術者資格者証保持者の選任

(国・地方公共団体
等が発注する
工事を行う場合)

監理技術者の設置

(3,000万円以上の
下請契約を結ぶ
工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

監督処分

許可を有さない者に対しても処分可能

**法令遵守の実効性を確保するため
不適格な者に対する処分**

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負 等)

指示処分
営業停止処分
許可取消処分
罰則の適用

請負契約の適正化

**公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等**

請負契約の片務性の改善
下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

経営規模
経営状況
技術力
その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

あっせん
調停
仲裁